

届出が必要な行為

届出の対象種類		届出の対象行為	適用除外行為
(1) 建築物		新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更	新築等：床面積10㎡以下のもの 意匠の変更：外部面積10㎡以下のもの
(2) 工作物	垣、さく、擁壁その他これらに類するもの	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更	道路に面していないものおよび高さ1m以下のもの
	日よけ、雨よけその他これらに類するもの		道路に面していないものおよび長さ4m以下のもの
	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの		—
	高架水槽、物見塔その他これらに類するもの		—
	50㎡を超える立体駐車場その他これらに類するもの		—
(3) 広告物 東京都屋外広告物条例施行規則(昭和32年東京都規則第123号)別表第一に掲げる広告物		表示、設置、改造、移転、除去または変更	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の表示面積が1㎡以下および設置期間が2か月以内のもの ・自家用広告物の表示面積が1㎡以下のもの ・冠婚葬祭、祭礼のために表示するもの ・非営利目的の集会、催物等のために表示するもの ・電車または自動車の車体の外面を利用するもの ・他の法令の規定により表示するもの ・公共的目的をもって表示するもの
(4) 土地の区画形質・土地利用		変更	—
(5) 石積み・樹木		設置または除却	<p>【石積み】 道路に面していないものおよび高さ1m以下のもの</p> <p>【樹木（崖線緑地エリア）】 ・除伐、間伐、その他樹木の保全のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した樹木又は危険な木竹の伐採 ・非常災害のために必要な応急措置として行う樹木の伐採</p> <p>【樹木（その他エリア）】 高さ7m以下のもの</p>
(6) その他	屋外における土砂等の堆積	堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・60日を超えて継続しないもの ・堆積に係る土地の面積が500㎡未満で、かつ堆積の高さが現況地盤より1m未満のもの
	自動販売機	設置	—
	カヌー置き場等の仮設建築物	設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置期間が60日以内のもの ・崖線緑地エリア以外に設置するもの